

## 国際課税委員会（第53回）の概要

文責 森信茂樹

10月20日経済産業省から、「わが国への資金還流と税制」について話をうかがいました。発言内容の概要は以下の通りです。（資料別添）

わが国は平成21年度改正で、外国子会社配当益金不算入制度を導入した。外国子会社からの配当の還流について、これまでの外国税額控除制度に変えて、益金不算入を恒久的措置として導入するものである。その趣旨は、制度の簡素化、事務負担の大幅軽減ということに加えて、企業の経営戦略・配当政策に関する制度的な障害を除去し中立性を確保する、それによりわが国への資金還流を促すというものであった。

施行されて2年が経過した所で、配当還元に対する税制改正の影響を企業アンケートで調査すると、わが国への配当還元を行うと回答した企業の数、制度導入により、4割強から7割弱まで上昇したことがわかった。また、還流された配当の用途については、研究開発・設備投資と回答した企業が4割弱であった。これらの結果を見る限り、還流税制は当初の目的を達成したと評価できる。

今後の税制上の課題としては、わが国の直接投資収益の規模が先進諸国と比べて極めて低いので、それを向上させていくことである。とりわけわが国の直接投資残高のGDP比は低い。

そこで、今後考えていくべき税制上の対応としては、海外投資収益の国内還流の障壁を軽減することである。具体的には、送金規制、為替管理の撤廃、国際的二重課税の排除などである。そのためには、現地税務当局との対話の促進、相互協議の促進、マルチの枠組みを通じた投資環境の整備などが必要となろう。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。